

消防同意の審査基準

第1 消防用設備等の設置単位

1. 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位について

- (1) 消防用設備等の設置単位は、建築物(屋根及び柱又は壁を有するものをいう。以下同じ。)である防火対象物については、特段の規定(令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項)のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

【関係通知】 R6.3.29消防予第155号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」

(最終改正:R7.3.28消防予第139号)

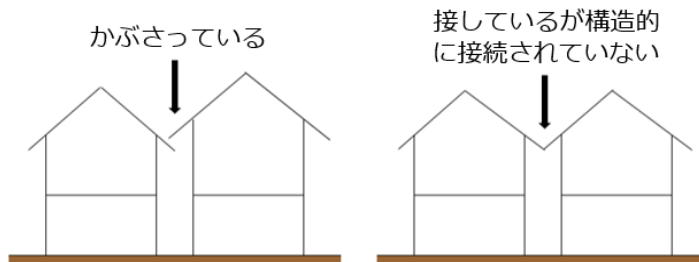
- (2) 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は2以上の独立した一の建築物が相互に接続されて一体となった建築物をいうこと。《**第1-1図**参照》

【関係通知】 R6.3.29消防予第155号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」

(最終改正:R7.3.28消防予第139号)

《接続されていない例:相互の建築物の根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合》

【立面図】



【平面図】



※ いずれの場合も建築物相互が構造的に結合されていないので、一の建築物には含まれない。

【**第1-1図**】

- (3) 建築物がエキスパンションジョイントで接続されているものは、原則として、構造的に接続されているものとして取り扱うこと。

ただし、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているもの(一の建築物から発生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの及び建築基準法施行令第5章の避難施設等の規定について、各々の建築物内で適合しているものに限る。)を除く。

2. 開口部のない耐火構造の床又は壁による区画(令第8条第1号に規定する区画)の取扱い

(令第8条第1号、規則第5条の2関係)

防火対象物が令第8条第1号に規定する区画(以下「令8-1号区画」という。)により区画された場合には、その区画された部分は、消防用設備等の設置にあたっては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うことができる。

令8-1号区画の取扱いについては、次によること。

(1) 令第8条第1号の区画の構造

令8-1号区画の構造については、「開口部のない耐火構造の床又は壁(以下「耐火構造の壁等」という。)による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

【関係通知】 R6.3.29消防予第155号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」

(最終改正: R7.3.28消防予第139号)

ア 耐火構造の壁等は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル又はこれらと同等に堅牢、かつ、容易に変更できない耐火構造であること。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等(不燃性能を有するもの)により、適切に煙漏洩防止対策を講じること。

イ 耐火構造の壁等は、建基令第107条第1号の表の規定にかかわらず、同号に規定する通常の火災による加熱が2時間以上加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない耐火性能を有すること。

ウ 令8-1号区画の耐火構造の壁等の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。《第1-2図参照》

ただし、令8-1号区画を設けた部分の外壁又は屋根が、令8-1号区画を含む幅3.6m以上(当該令8-1号区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上◆)の範囲を耐火構造とし、かつ、当該耐火構造の部分が次の**(ア)**又は**(イ)**のいずれかの要件を満たすものである場合は、この限りでない。

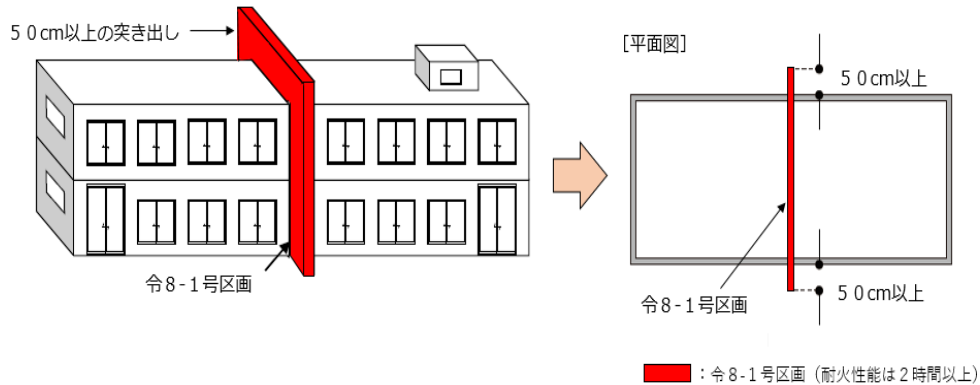
なお、幅3.6m以上の範囲の耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。《第1-1表参照》

(ア) 開口部がないこと(面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること)。《第1-3図参照》

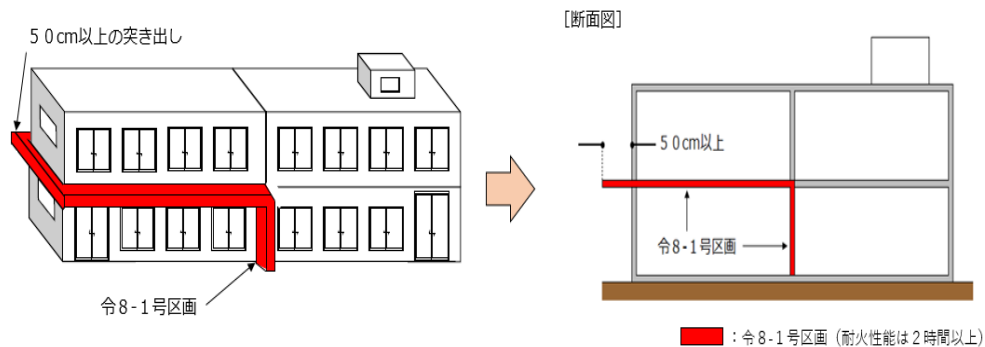
- (イ) 開口部を設ける場合は、当該開口部相互が令8-1号区画を介して90cm以上離れており、かつ、これに防火設備が設けられている場合 《第1-3図参照》

《50cm以上の突き出しによる令8-1号区画例》 ※ 縦、横のいずれにおいても50cm以上の突出しを設ける場合は、開口部間に距離や防火設備の制限はない。

〔例1〕



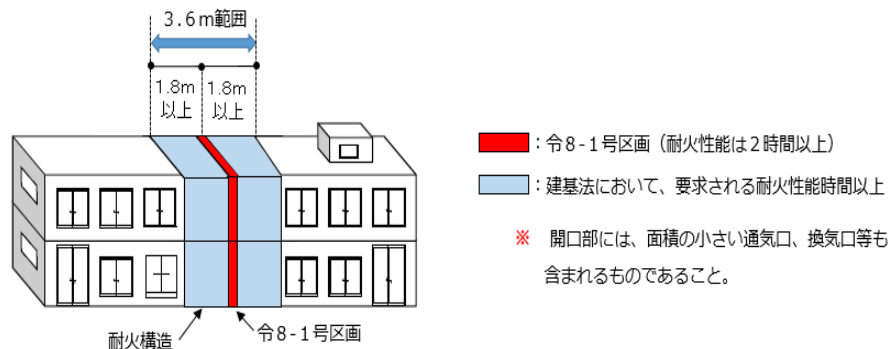
〔例2〕



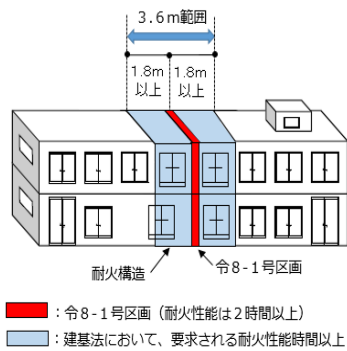
【第1-2図】

《50cm以上の突き出しを設けない場合の令8-1号区画例》

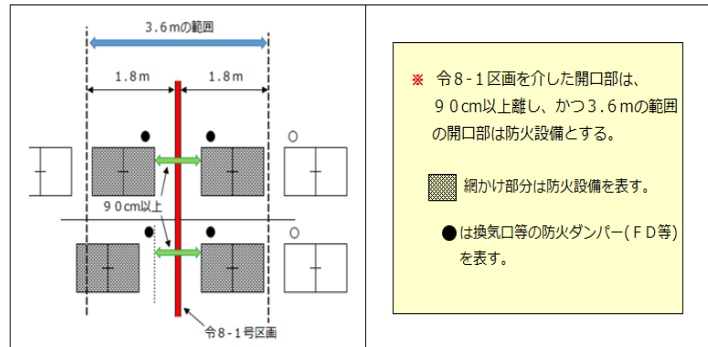
〔例1〕 3.6m範囲に開口部がない場合



〔例2〕 3.6m範囲に開口部がある場合①

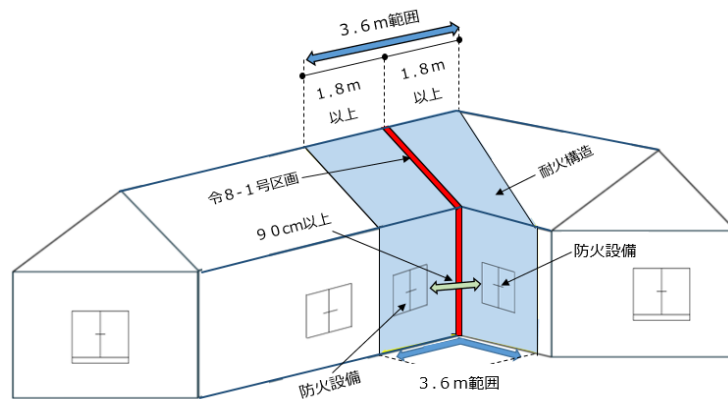


〔拡大図〕

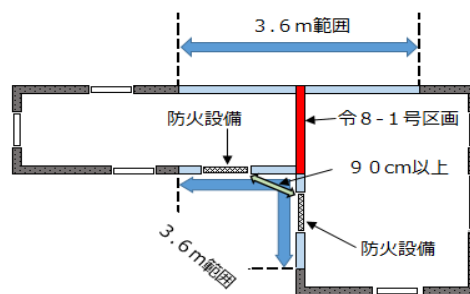


〔例3〕 3.6m範囲に開口部がある場合②

＜L字型建築物の場合＞



〔平面図〕



■ : 令8-1号区画 (耐火性能は2時間以上)
■ : 建基法において、要求される耐火性能時間以上
■ } 開口部 ※ 網かけ部分は防火設備を表す。

※ 令8-1号区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていること。

【第1-3図】

【第1-1表】

耐火性能時間(建基令第107条第1号)

建築物の部分 \ 建築物の階		最上階及び 最上階から 数えた階数が 2～4の階	最上階から 数えた階数が 5～9の階	最上階から 数えた階数が 10～14の階	最上階から 数えた階数が 15～19の階	最上階から 数えた階数が 20以上の階
壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間
	外壁(耐力壁に限る。)	1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間
柱		1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間
床		1時間	1.5時間	2時間	2時間	2時間
はり		1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間
屋根		30分				
階段		30分				
❶ この表において、建基令第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。 ❷ ❶の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。 ❸ 地階の部分の階数も算入する。						

最上階からの階数	建築物の部分						
	壁		柱	床	はり	屋根	階段
	間仕切壁 (耐力壁)	外壁 (耐力壁)					
1	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間	30分間	30分間
2							
3							
4							
5	1.5時間	1.5時間	1.5時間	1.5時間	1.5時間		
6							
7							
8							
9							
10	2時間	2時間	2時間	2時間	2時間		
11							
12							
13							
14							
15	2時間	2時間	2.5時間	2時間	2.5時間		
16							
17							
18							
19							
20	2時間	2時間	3時間	2時間	3時間		
21							
22							
23							
24							

※ ペントハウス等の場合は階数に算入されない。

Ⅱ 令8-1号区画を介して廊下、階段等の共用部分がある場合

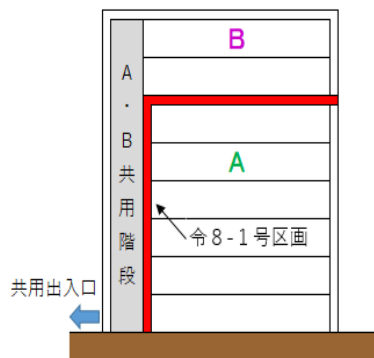
令8-1号区画されていることとは、当該令8-1号区画された部分ごとに相互に往来できないことも必要条件となること。

そのため、前アからウまでに適合している場合であっても、原則として廊下、階段等の共用部分を介して一体となっているものにあつては、令8-1号区画を適用できないものであること。《第1-4図参照》

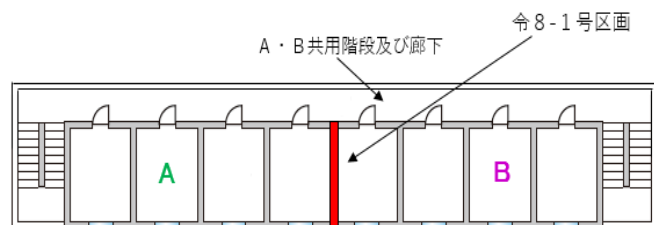
【関係通知】「増築部分が令8条の区画に該当するか」(昭和55年3月12日消防予第37号)

《令8-1号区画を適用できない場合の例》

【例1:A部分とB部分の階段は共用階段】

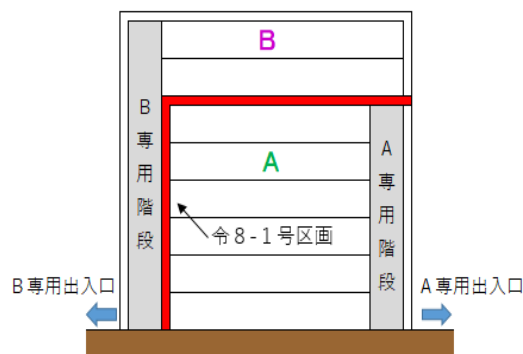


【例2:A部分とB部分の廊下は共用廊下】



《令8-1号区画を適用できる場合の例》

【例:A部分とB部分にそれぞれ専用階段がある】



【第1-4図】

(2) 令8-1号区画を貫通する配管及び貫通部

令8-1号区画を配管が貫通することは、原則として認められないものであること。

ただし、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部(以下「配管等」という。)について、次に適合する場合は、この限りでない。

【関係通知】 R6.3.29消防予第155号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」

(最終改正:R7.3.28消防予第139号)

H19.10.5消防予第344号「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」

(最終改正:R6.3.29消防予第156号)

ア 配管の用途は、原則として、給排水管及びこれに付随する通気管であること。

(配電管若しくは電気配線又はガス管等の区画の貫通は認められない。)

イ 令8-1号区画を貫通する鋼管又は鋳鉄管(以下「鋼管等」という。)は、次に掲げるものとする。

(ア) 鋼管

a JIS G3442(水配管用亜鉛めっき鋼管)

b JIS G3448(一般配管用ステンレス鋼管)

c JIS G3452(配管用炭素鋼管)

d JIS G3454(圧力配管用炭素鋼管)

e JIS G3459(配管用ステンレス鋼管)

(イ) 鋳鉄管

JIS G5525(排水用鋳鉄管)

(ウ) 鋼管等と同様の取り扱いができる配管

a 日本水道協会規格(以下「JWWA」という。)K116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

b JWWA K132(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)

c JWWA K140(水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)

d 日本水道鋼管協会規格(以下「WSP」という。)011(フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)

e WSP 032(排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)

f WSP 039(フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)

g WSP 042(排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

h WSP 054(フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

(エ) 消防防災用設備機器性能評定委員会 ((一財)日本消防設備安全センターに設置)において性能評定されたもの。(耐火二層菅等が該当)

ウ 鋼管等を使用する範囲

令8-1号区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。

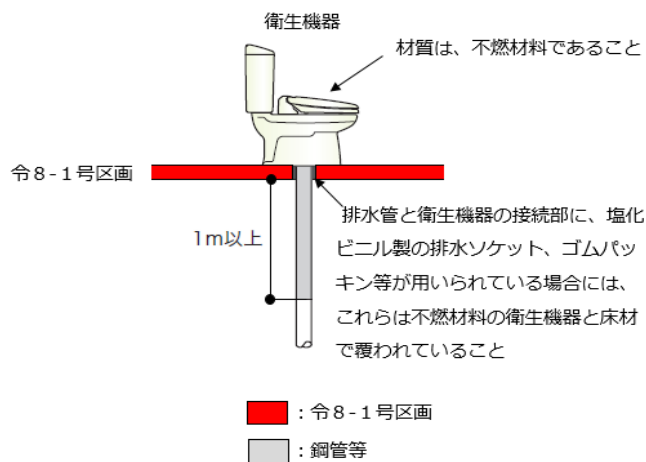
ただし、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合で、次の

(ア) 及び (イ) に適合する場合は、この限りでない。《第1-5図参照》

(ア) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

(イ) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

《貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合の例》



【第1-5図】

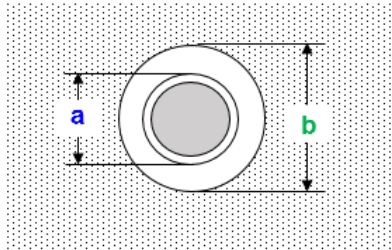
エ 一の配管は、呼び径が200mm以下のものであること。《第1-6図参照》

オ 配管を貫通させるために令8-1号区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積(概ね700cm²)以下であること。(基準に適合する配管であれば、一の貫通部に複数の配管を貫通させることができる。)

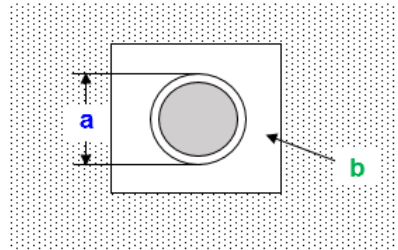
《令8-1号区画に設ける穴と配管の大きさ》

[円形の場合]



a : 配管の呼び径は200mm以下
b : 穴の直径は300mm以下

[矩形的場合]



a : 配管の呼び径は200mm以下
b : 面積が直径300mmの円に相当する面積以下(おおむね700cm²)

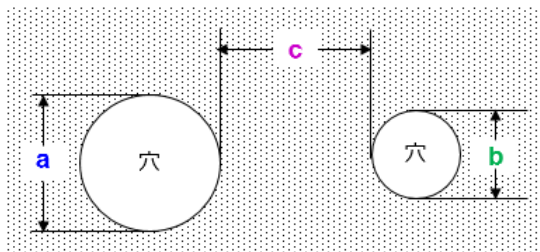
【第1-6図】

力 配管を貫通させるために令8-1号区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の数値以上の距離(当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm)以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため、令8-1号区画に穴を設ける場合は、端部からも同様の距離をとること。⊕《第1-7図参照》

《令8-1号区画設ける穴相互間の離隔距離》

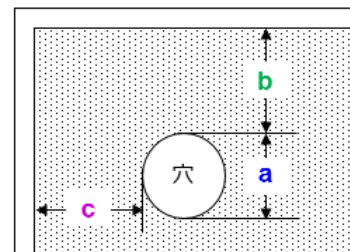
《令8-1号区画の端部と穴の離隔距離》



a : 穴の直径300mm以下
b : 穴の直径300mm以下
c : 穴相互の離隔距離

cは、次の条件を満たすこと。

- ① $c \geq \text{Max } a \text{ or } b$
- ② $c \geq 200\text{mm}$



b及び**c**は、**a**の直径(**a**が200mm以下の場合は200mm)以上とすること。

【第1-7図】

キ 配管等は一体で建基法第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

ク 配管の貫通部の処理について

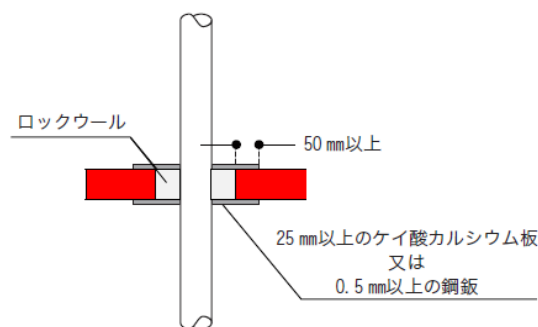
配管の貫通部の処理は、次による方法により完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工とすること。

(ア) セメントモルタルによる方法

- a** 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
- b** 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。
- c** セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(イ) ロックウールによる方法 《第1-8図参照》

- a** JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。
- b** ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

**【第1-8図】**

ケ 可燃物への着火防止措置について

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(ア)又は(イ)の措置を講ずること。

(ア) 可燃物への接触防止措置

次のaに掲げる被覆材をbに定める方法により被覆すること。

a 被覆材

ロックウール保温材(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

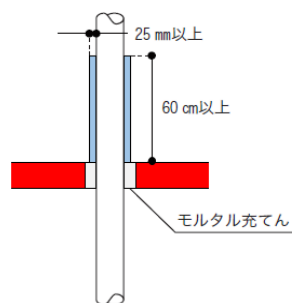
b 被覆方法

(a) 床を貫通する場合《第1-9図参照》

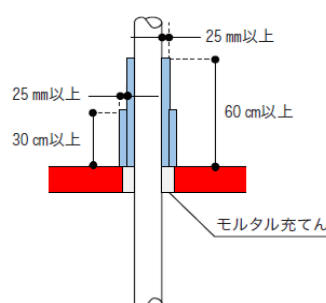
鋼管等の呼び径	被覆の方法
100mm以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100mmを超え200mm以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

《床を貫通する場合の施工方法例》

[呼び径100mm以下]



[呼び径100mmを超え200mm以下]



■ : ロックウール保温材(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

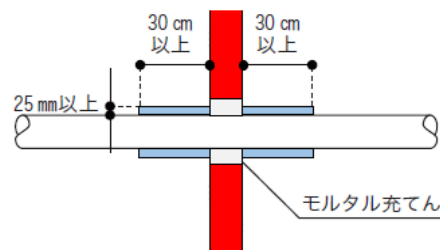
【第1-9図】

(b) 壁を貫通する場合《第1-10図参照》

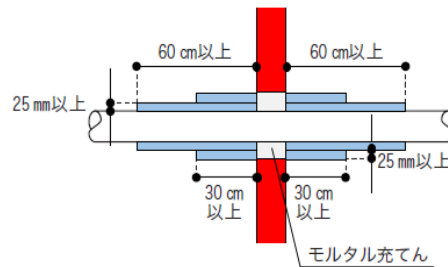
鋼管等の呼び径	被覆の方法
100mm以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100mmを超え200mm以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

《壁を貫通する場合の施工方法例》

[呼び径100mm以下]



[呼び径100mmを超え200mm以下]



 : ロックウール保温材（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

【第1-10図】

(イ) 給排水管の着火防止措置

次の**a**又は**b**に該当すること。**a** 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。**b** 可燃物が直接接触しないこと。

また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

コ 配管等の保温について

配管等を保温する場合にあつては、次の(ア)又は(イ)によること。

- (ア) 保温材として前ケ.(ア).aに掲げる材料を用いること。
- (イ) 給排水管にあつては、JIS A9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、前ク及びケの規定について、特に留意されたいこと。

サ 配管等の接続について

配管等を前ウの範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

- (ア) 配管等は、令8-1号区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (イ) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。
なお、bに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

a メカニカル接続

- (a) ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (b) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (c) あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれないように挿入すること。
- (d) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (e) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

b 差込み式ゴムリング接続 ※ 立管又は横枝管の接続に限り用いることができる。

- (a) 受け口管の受け口の内面にシーリング剤を塗布すること。
- (b) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、EPDM(エチレンプロピレンゴム)又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

- (c) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- (d) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- (e) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

c 袋ナット接続

- (a) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- (b) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (c) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (d) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

d ねじ込み式接続

- (a) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
- (b) 接合剤をネジ部に塗布すること。
- (c) 継手を挿入管にねじ込むこと。

e フランジ接続

- (a) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- (b) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- (c) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

- (ウ) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

シ 支持について

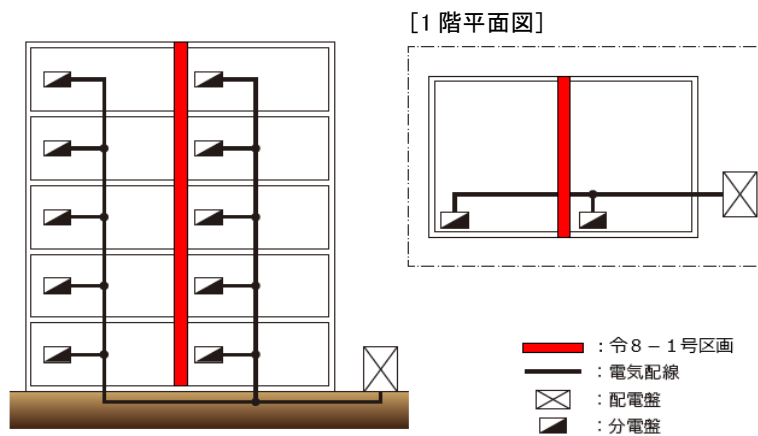
鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(3) 令8-1号区画の貫通禁止設備に関する取扱い(換気・暖房・冷房設備の風道、電気配線及びガス配管等)

令8-1号区画には、換気・暖房・冷房設備の風道、電気配線及びガス配管等を貫通させることはできない。これらの設備については、令8-1号区画の性能を損なわないよう、次に示す方法により施工すること。

ア 地中埋設の場合 《第1-11図参照》

《例：電気配線》

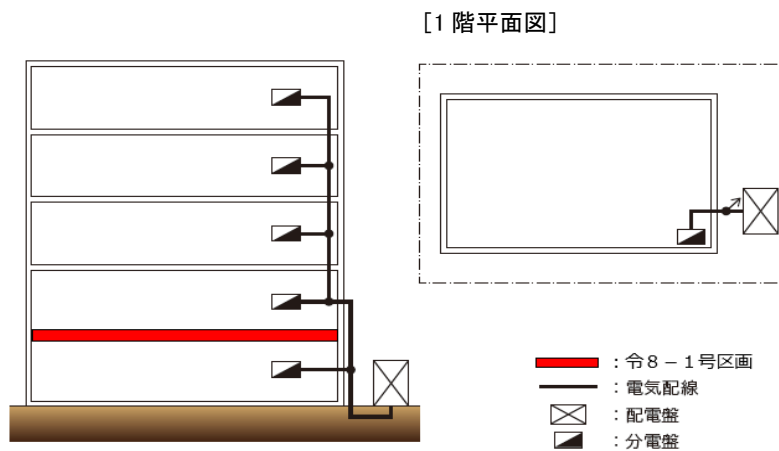


※ 令8-1号区画を貫通しないため令8-1号区画として認められる。

【第1-11図】

イ 屋外配管の場合 《第1-12図参照》

《例：電気配線》

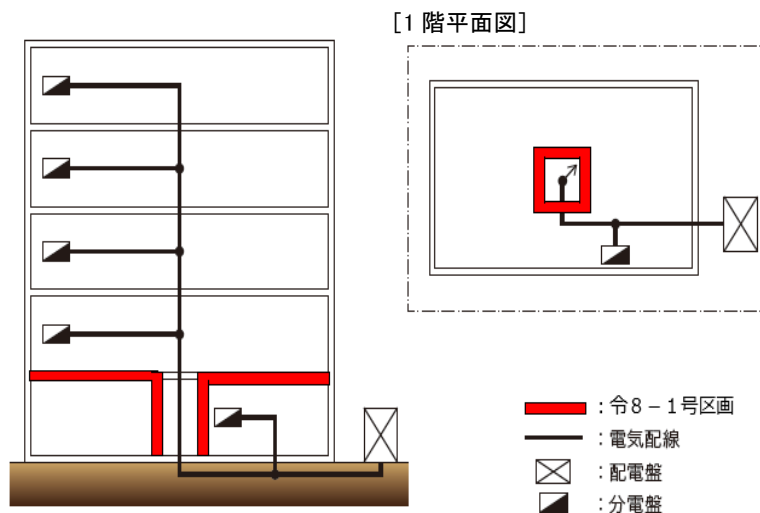


※ 令8-1号区画を貫通しないため令8-1号区画として認められる。

【第1-12図】

ウ 専用耐火パイプシャフトを設けた場合 《第1-13図参照》

《例：電気配線》

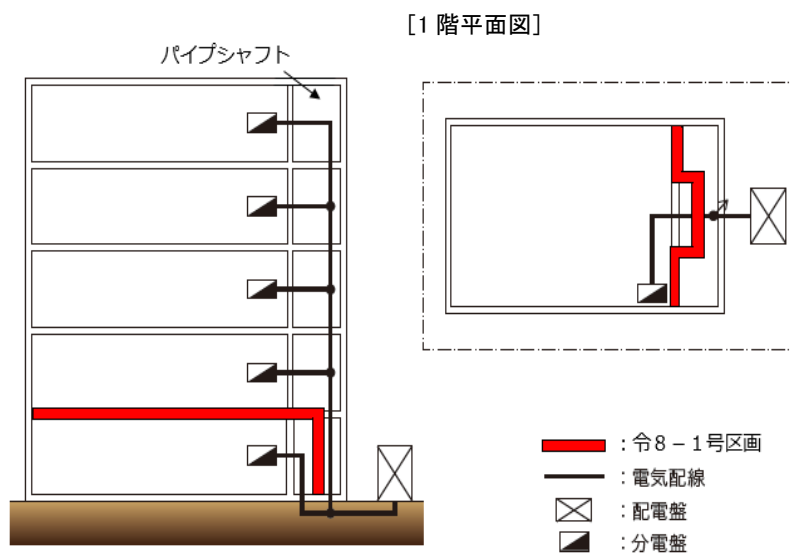


※ 令8-1号区画を貫通しないため令8-1号区画として認められる。

【第1-13図】

エ 専用パイプシャフトを設けた場合 《第1-14図参照》

《例：電気配線》



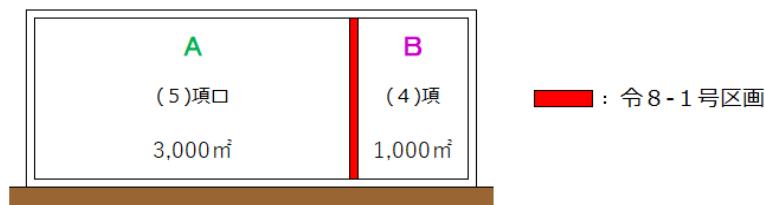
※ 令8-1号区画を貫通しないため令8-1号区画として認められる。

【第1-14図】

(4) 令8-1号区画を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

- ア 令8-1号区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて消防用設備等を設置すること。《第1-15図参照》

全体としては(16)項イ 延べ面積4,000 m²



A ➡ 延べ面積3,000m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B ➡ 延べ面積1,000m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

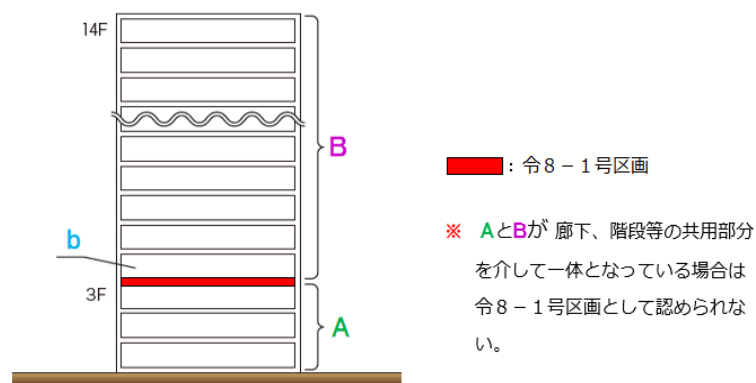
【第1-15図】

- イ 令8-1号区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。

なお、床により上下に水平区画された場合は、上部の階又は階数を算定する際に、下部の階数を含めること。

また、消防用設備等の配管は、前(2)の要件に適合する場合に限り、給排水管と同様に令8-1号区画の貫通を認めるが、消防用設備等の電気配線(移報回線を含む。)の区画貫通は認められない。《第1-16図、第1-17図参照》

《床により上下に水平区画された場合の例》

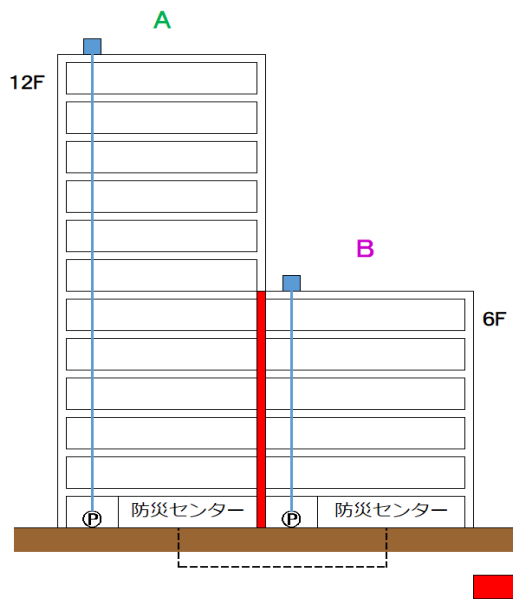


A ➡ 階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B ➡ 階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

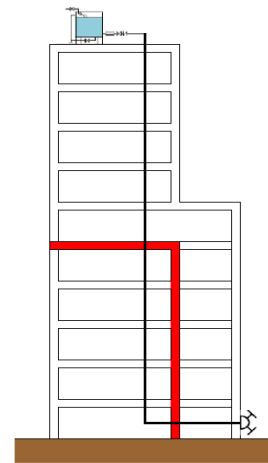
【第1-16図】

《壁により左右に区画された場合の例》



《消防用設備等の配管の貫通例》

※ 前(2)の要件に適合する場合に限る



※ 消防用設備等の電気配線(移報回線を含む。)は、原則として令8-1号区画を貫通することは認められない。

A → 階数12の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

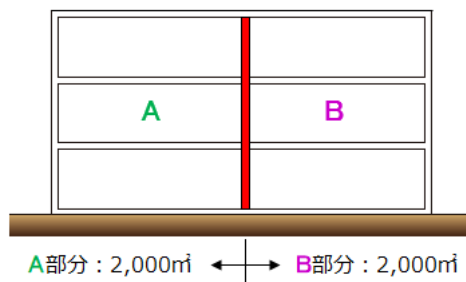
B → 階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

【第1-17図】

ウ 令8-1号区画された場合の主な消防用設備等の設置方法

(ア) 屋内消火栓設備(令第11条関係)《第1-18参照》

(5)項口 延べ面積：4,000㎡



※ 耐火構造・内装制限あり
すべて無窓階以外の階

【設置基準】

延べ面積700㎡以上 →
耐火構造・内装制限で設置基準
の面積が3倍読みになり、延べ面積
2,100㎡以上で設置義務

：令8-1号区画

令8-1号区画されたA・B部分ごとの面積により、設置を要しない。

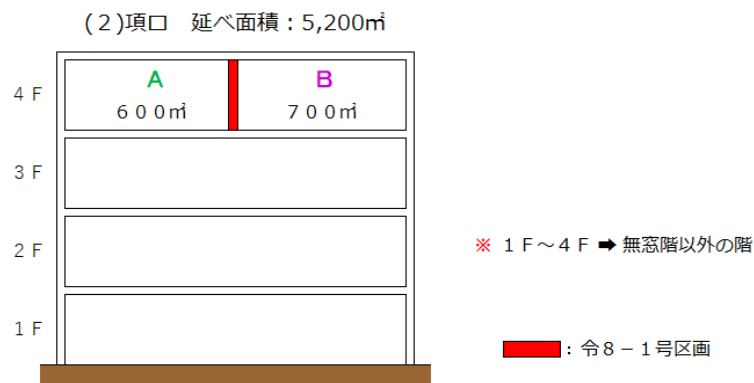
【第1-18図】

(イ) 令8-1号区画されている階に階単位の規制を適用する場合

令8-1号区画されている階に、階単位の規制(例として、令第11条第1項第6号(屋内消火栓設備)、第12条第1項第11号(スプリンクラー設備)等)を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

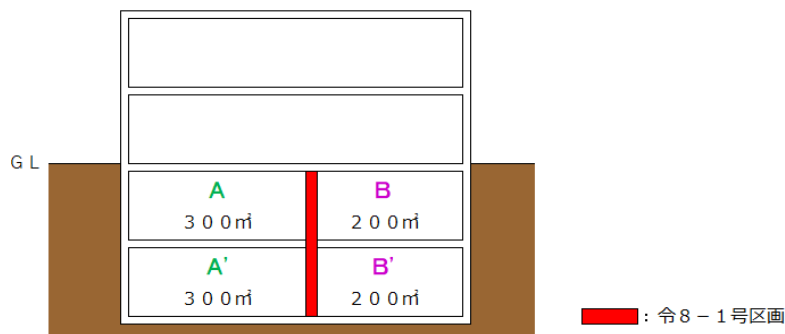
《第1-19参照》

《例1: 第12条第1項第11号の規定によりスプリンクラー設備の可否を判断する場合》



4階部分の床面積は1,000㎡以上であるが、A、Bは4階で1,000㎡未満に令8-1号区画されているので、4階には令第12条第1項第11号を適用しない。

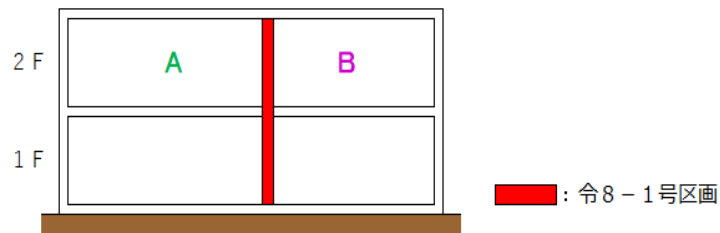
《例2: 令第28条の2第1項の規定により連結散水設備の可否を判断する場合》



地階部分の床面積は700㎡以上であるが、(A+A')(B+B')は地階において700㎡未満に令8-1号区画されているので、令第28条の2第1項を適用しない。

【第1-19図】

(ウ) 屋外消火栓設備(令第19条関係)《第1-20図参照》

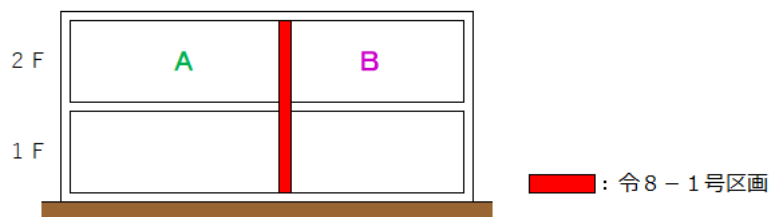


基準面積(1、2階の床面積の合計が耐火建築物9,000㎡以上、準耐火建築物6,000㎡以上、その他の建築物3,000㎡以上)の算定は、令8-1号区画されたA・B部分を合計する。

【第1-20図】

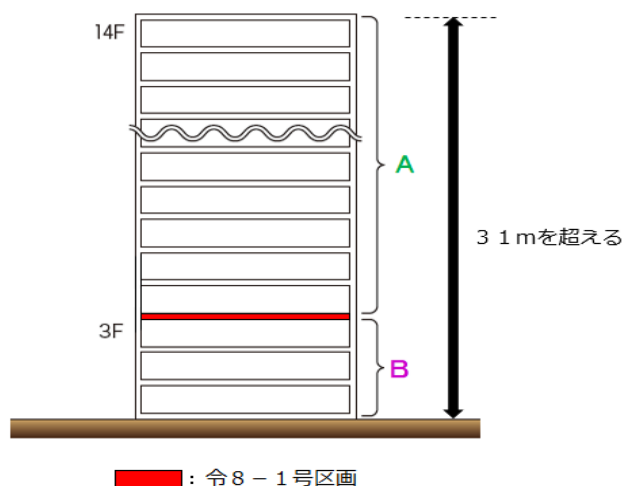
(エ) 消防用水(令第27条関係)《第1-21図参照》

《令第27第1項第1号の場合》



基準面積(1、2階の床面積の合計が耐火建築物15,000㎡以上、準耐火建築物10,000㎡以上、その他の建築物5,000㎡以上)の算定は、令8-1号区画されたA・B部分を合計する。

《令第27第1項第2号の場合》



基準面積(地階を除く延べ面積25,000㎡以上)の算定は、令8-1号区画されたA・B部分を合計する。

【第1-21図】

3. 火熱遮断壁等で区画されている場合の取扱い

(令第8条第2号、規則第5条の3第2項第1号関係)

令第8条第2号に規定する区画(以下「令8-2号区画」という。)のうち、規則第5条の3第2項第1号に規定する別棟みなし規定(防耐火別棟)の取扱いは次によること。

規則第5条の3第2項第1号

渡り廊下又は建築基準法施行令第128条の7第2項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室(廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するものに限る。)を構成する壁等(建基法第21条第3項、同法第27条第4項(同法第87条第3項において準用する場合を含む。))又は同法第61条第2項の規定の適用がある防火対象物の壁等に限る。以下この号及び次号において「渡り廊下等の壁等」という。)次に掲げる基準

- イ 渡り廊下等の壁等のうち防火戸は、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。
- ロ 渡り廊下等の壁等により区画された部分のそれぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む。以下「直通階段」という。)が設けられていること。

※ 火災の発生のおそれの少ない室とは、「火災の発生のおそれの少ない室を定める件」(平成12年5月31日建設省告示第1440号)に定めるものをいう。

<参考>

[平成12年5月31日 建設省告示第1440号]

● 火災の発生のおそれの少ない室を定める件(抜粋)

最終改正: 令和6年3月25日 国土交通省告示第221号

建築基準法施行令第128条の7第2項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井(天井がない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものとする。

- × 一 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの
- 二 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの
- ※ 令8-2号区画は、可燃物等の物品が存置される可能性が否定できない一号は適用不可

- (1) 適用については、建基令第109条の8の規定(別棟みなし規定(防耐火別棟))の対象となる建築物に限られること。

なお、建基令第109条の8の規定(別棟みなし規定(防耐火別棟))により、それぞれ別の建築物とみなされるかの判断は、建築主事又は指定確認検査機関が行う建築確認において適合状況が判断されるものであること。

- (2) 対象となるのは、令和6年国土交通省告示第227号(壁等の構造方法を定める件。以下「壁等告示」という。)第2第3号に規定する「火災の発生のおそれの少ない室(コアタイプ)」又は「通行の用にのみ供する建築物の部分構成する壁等(渡り廊下タイプ)」により区画する場合を対象とすること。

したがって、壁等告示第2第1号に規定する「耐力壁である壁及び防火設備により区画する場合」又は同第2号に規定する「壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合」に適合し、それぞれ別の建築物とみなされるものであっても、当該区画壁に開口部を設けるもの(いわゆる「壁タイプ(開口部あり)」という。)は、令第8条第2号の適用対象外となる。

- (3) 規則第5条の3第2項第1号ロの規定により設けることとされている階段の構造等は、建築基準法令において設置が義務でない場合であっても、建築基準法令に適合させること。◆

<参考>

- 建築基準法の別棟みなし規定(防耐火別棟)の各パターン(例)

壁タイプ	コアタイプ	渡り廊下タイプ
壁 ○ 特定防火設備2枚 火熱遮断壁等 【屋内】不燃化範囲 ・特防等+準不燃(下地含む) 【屋外】防耐火・不燃化範囲 ・突出か外壁防耐火・不燃化・防火設備 規則5条の3対象外	コア(階段・廊下等用途) ○ 特定防火設備 火熱遮断壁等 【屋内】不燃化範囲 ・特防等+準不燃(下地含む) 【屋外】防耐火・不燃化範囲 ・3m: 耐火+特防+不燃仕上げ ・6.5m: 防火+防火設備+準不燃仕上げ	10m以上 ○ 特定防火設備 火熱遮断壁等 【屋内】不燃化範囲 【屋外】防耐火・不燃化範囲

<参考>

- 運用との関係性について

基準 タイプ		(旧) 消防基準	(現行) 建築基準	(現行) 消防基準	
壁	開口部あり	—	防耐火別棟	基準化なし(消防法上別棟とならない)	
	開口部なし	令第8条 53号通知	想定していない	令第8条第1号 規則第5条の2(53号通知の要件)	
渡り廊下		26号通知	防耐火別棟	令第8条第2号 規則第5条の3 (防耐火別棟の要件)	令第8条第2号 告示第7号 (26号通知の要件)
地下連絡路		26号通知	防耐火別棟	令第8条第2号 告示第7号(26号通知の要件)	
コア		—	防耐火別棟	令第8条第2号 規則第5条の3(防耐火別棟の要件)	
洞道		26号通知	—	令第8条第2号 告示第7号(26号通知の要件)	

※ 防耐火別棟：建基法第21条第1項及び第2項、第27条並びに第61条等の適用について、建築物が2以上の部分で構成される場合において、当該2以上の部分が火熱遮断壁等(建基令第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。)で区画されている場合には、当該2以上の部分を別の建築物として取り扱うこととされている。

※ 26号通知：「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日消防安第26号)
「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(令和6年3月29日消防予第155号)により廃止

※ 53号通知：「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」(平成7年3月31日消防予第53号)
「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(令和6年3月29日消防予第155号)により廃止

※ 告示第7号：「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」(令和6年3月29日消防庁告示第7号)

4. 渡り廊下等の壁等に類する消防庁長官が定める壁等による区画要件

(令第8条第2号、規則第5条の3第2項第2号、令和6年消防庁告示第7号関係)

建築物と建築物が渡り廊下、地下連絡路又は洞道(以下「渡り廊下等」という。)により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、令8-2号区画のうち、規則第5条の3第2項第2号に規定する消防庁長官が定める壁等(令和6年消防庁告示第7号。以下「壁等基準」という。))により接続され、次の**(1)**から**(3)**までのいずれかに該当する場合は、消防用設備等の設置にあたっては、別棟として取扱うことができる。

【関係通知】 R6.3.29消防予第155号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」

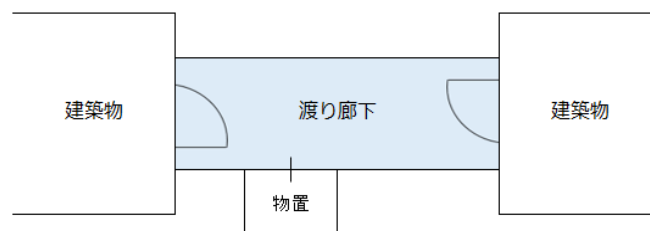
(最終改正:R7.3.28消防予第139号)

(1) 渡り廊下(壁等基準第3)

建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で次の**ア**から**ウ**までのすべてに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態のものであること。

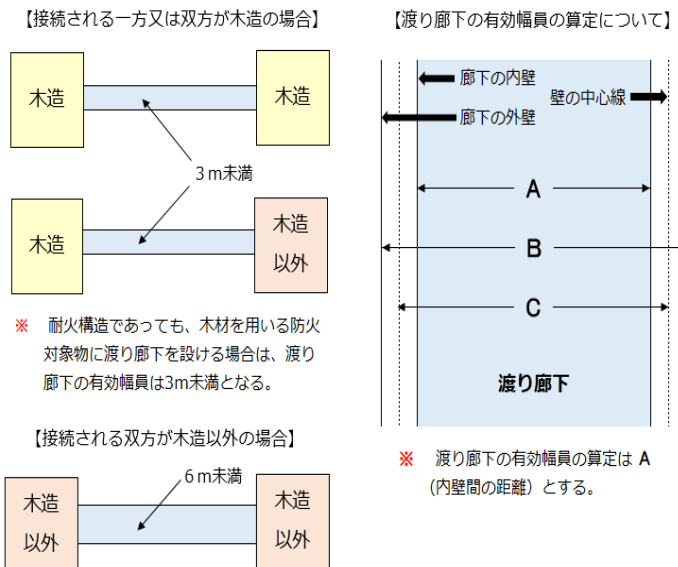
したがって、**第1-22図**の場合は、別棟の取り扱いは認められないこと。



【第1-22図】

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた場合は、3m未満、その他の場合は6m未満であること。

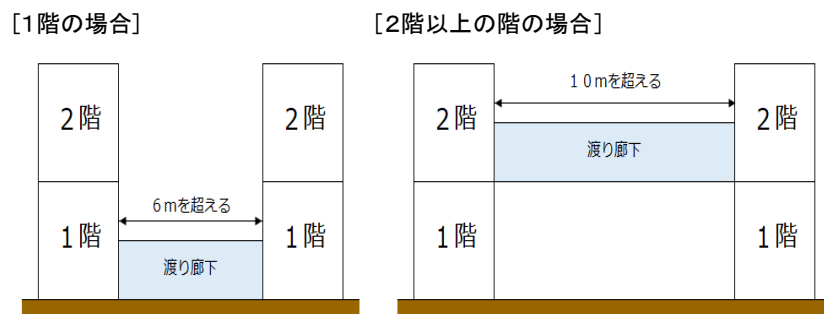
なお、有効幅員とは、渡り廊下の内壁間の距離であること。《**第1-23図参照**》



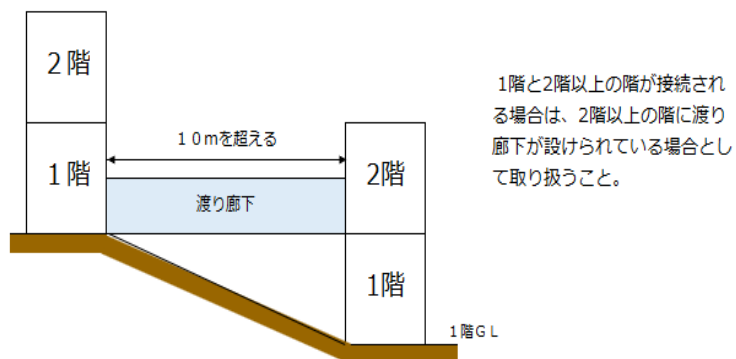
【第1-23図】

ウ 接続される建築物相互間の距離(渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。)は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。《第1-24図参照》

ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りではない。

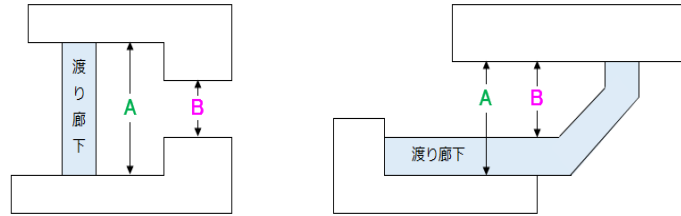


【建築物相互間の距離が階によって異なる場合】



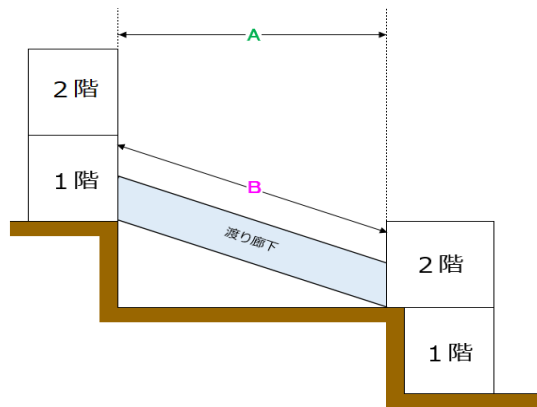
《建築物相互間の距離について》

建築物相互間の距離とは、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。



※ 水平距離の測定はAとすること

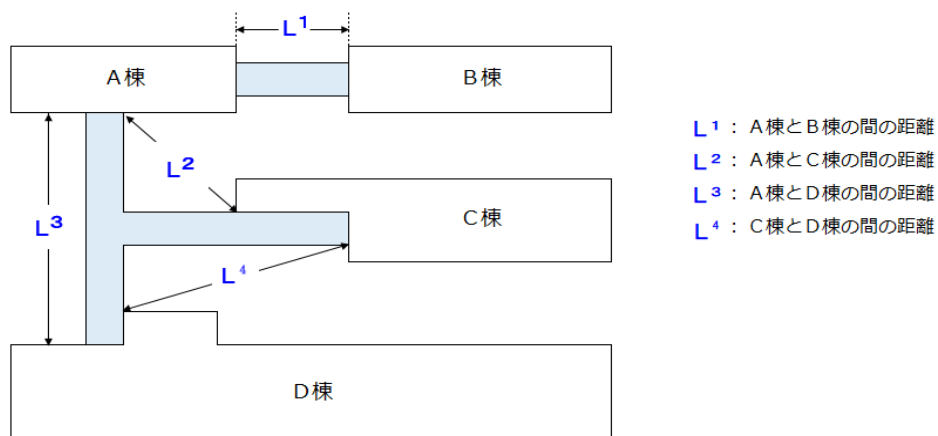
〔渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離〕



※ 水平距離の測定はAとすること

〔水平距離による測定が困難な場合の距離〕

渡り廊下で隔てられた防火対象物の相互間が外壁等で隔たっているなど、水平距離による測定が困難な場合は、図の例により最短距離で測定すること。〔船、▼、新、◎〕



【第1-24図】

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(イ)において同じ。)は、次のa又はbによること。

なお、3mの測定は躯体の外側を起点とすること。

a 耐火構造又は防火構造で造られていること。《第1-25図参照》

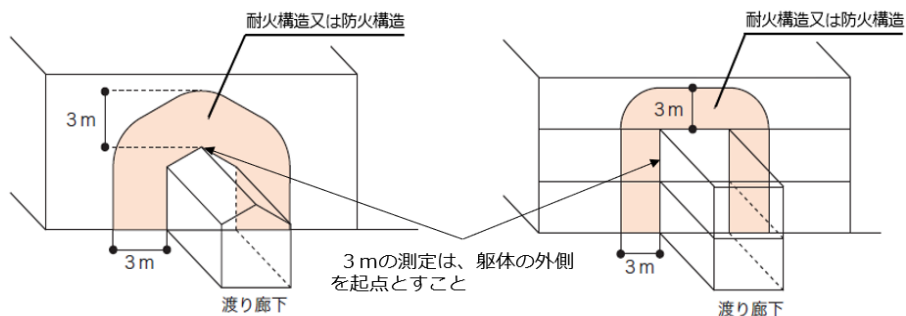
b 耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。《第1-26図参照》

なお、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備には、特定小規模施設水道連結型スプリンクラー設備を含まず、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を設置することはできないものであること。❖

※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は、令第12条第2項の基準の例によること。

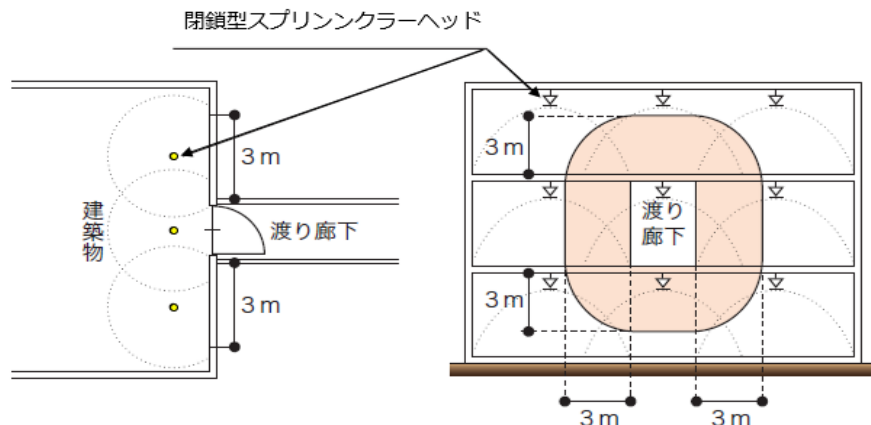
《渡り廊下が1の場合》

《複数の渡り廊下がある場合》



【第1-25図】

《例：閉鎖型スプリンクラーヘッドで延焼防止上有効に防護したもの》



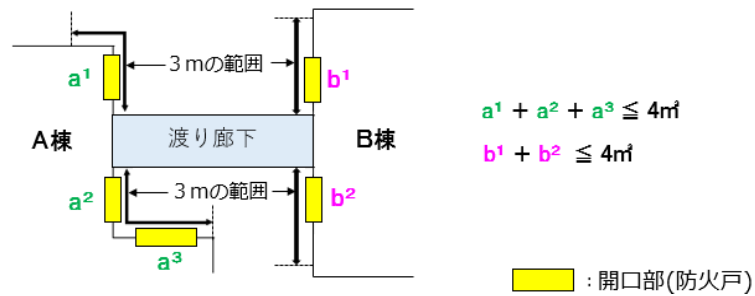
【第1-26図】

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。

ただし、面積 4m^2 以内の開口部で防火戸が設けられている場合にあつては、この限りでない。

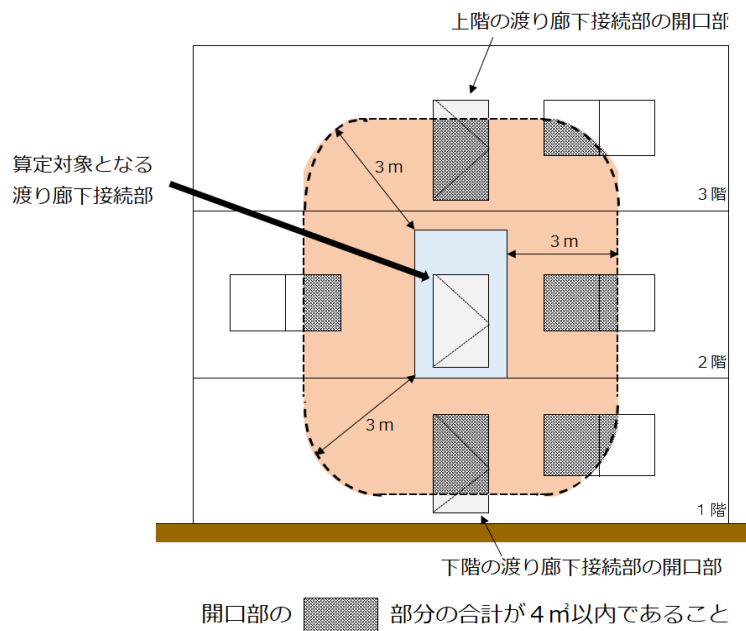
この場合において、「面積 4m^2 以内の開口部」とは、接続される建築物ごと及び接続される階ごとに開口部の面積を合計した場合に、その合計が 4m^2 以下となるものをいう。

《第1-27図参照》



- ※ 渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分には、渡り廊下が接続されている面だけではなく、渡り廊下の接続部分から3m以内の側面等の部分も含まれる。
 なお、算定対象となる渡り廊下の開口部は含まれないことに留意すること。

《渡り廊下の接続部分の周囲3m以内の開口部面積 4m^2 以内の計算例》



- ※ 面積 4m^2 以内の開口部に算定される開口部は防火設備が必要となる。
- ※ 開口部の面積の判定については、接続される建築物ごと、かつ、接続される階ごとに行う。その際は、3m以内に入る他の階における渡り廊下の接続部分の出入口も含まれる。(外部(屋上)を除く。)

【第1-27図】

(ウ) 渡り廊下については、次の **a** 又は **b** によること。

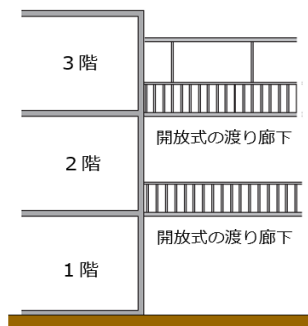
a 直接外気に開放されている渡り廊下の場合

なお、「直接外気に開放されている渡り廊下」とは、次のいずれかに適合するものをいう。

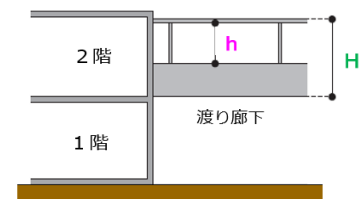
- (a) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、かつ、廊下の両側面の上部が、天井高の1/2以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたものの《第1-28図参照》
- (b) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、かつ、廊下の片側の側壁上部が、天井高の1/2以上又は高さ1m以上の範囲にわたり、当該廊下の全長にわたって直接外気に常時開放されているとともに、廊下の中央部に、火炎及び煙の伝播を有効に遮る構造の垂れ壁を、天井面から50cm以上下方に突出するよう設けたものの。
- (c) (a) 及び (b) に掲げるものと同等以上の開放性を有するもの

《直接外気に開放されている渡り廊下の例》

[例1]



[例2]



防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、開放された部分(h)は、廊下の両側の上部が天井高(H)の1/2以上又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたものであること。

【第1-28図】

b 前 **a** 以外の場合

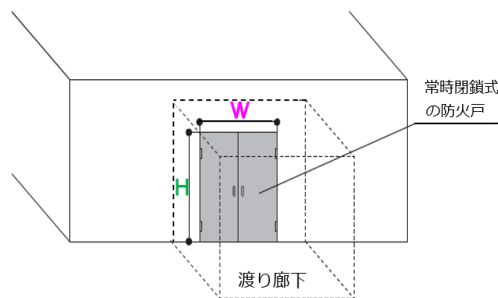
次の (a) から (d) までに適合するものであること。

- (a) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であること。Ⓣ
- (b) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

- (c) 建築物の両端の接続部に設けられた出入口部分の面積は、いずれも 4m^2 以下であり、当該部分には防火戸（常時閉鎖式のもの又は煙感知器等の作動と連動して自動的に閉鎖する随時閉鎖式のものに限り。）が設けられていること。

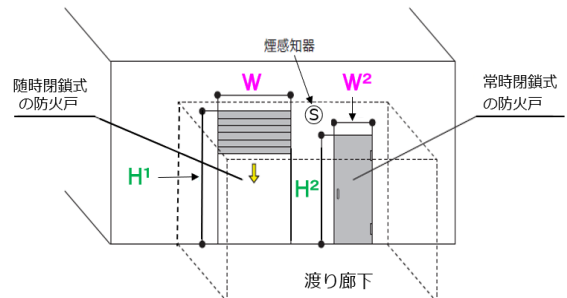
この場合において、随時閉鎖式の防火戸を設けるものにあつては、当該防火戸に近接して常時閉鎖式の防火戸が設けられている場合を除き、くぐり戸付きとし、渡り廊下内からの避難経路を確保すること。㊦《第1-29図参照》

《常時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例》



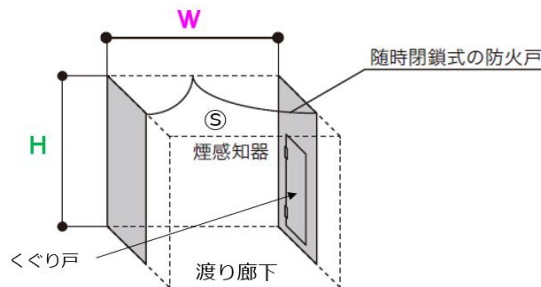
$$W \times H \leq 4\text{m}^2$$

《随時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例①》



$$W^1 \times H^1 + W^2 \times H^2 \leq 4\text{m}^2$$

《随時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例②》



$$W \times H \leq 4\text{m}^2$$

【第1-29図】

- (d) 次の直接外気に接する開口部（以下「自然排煙開口部」という。）又は機械排煙設備が、排煙上有効な位置に設けられ、かつ、火災の際に容易に接近できる位置から手動で開放できるもの、又は煙感知器等の作動と連動して開放するものとする。

ただし、双方の接続部に、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合は、この限りでない。

- ① 自然排煙開口部については、その面積の合計が 1m^2 以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。《第1-30図参照》

この場合において、渡り廊下の長さは、廊下幅員の中心を通る線の長さにより判定するものとする。《第1-31図参照》

i 屋根又は天井に設ける場合

渡り廊下の幅員の1/3以上の幅で長さ1m以上のものであること。

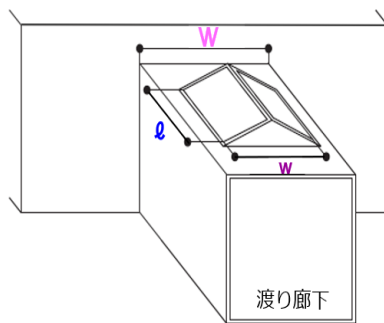
ii 外壁に設ける場合

外壁に設けるもの(天井面から1.5m以内の部分を用。⊕)にあつては、その両側にそれぞれ渡り廊下の長さの1/3以上の長さを有し、かつ、高さ1m以上のものであること。

iii その他の場合

これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

《渡り廊下の屋根又は天井に設けるもの》



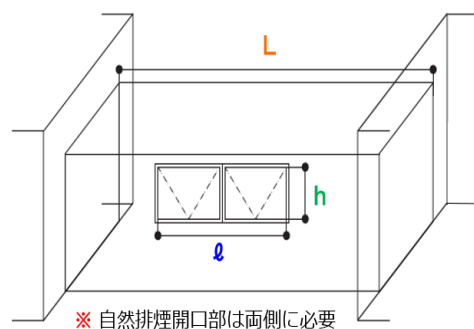
自然排煙開口部の面積の合計が1㎡以上であり、

$$w \geq 1/3 W$$

かつ

$$l \geq 1m$$

《渡り廊下の外壁に設けるもの》



天井面から1.5m以内の部分の自然排煙開口部面積の合計が1㎡以上であり、

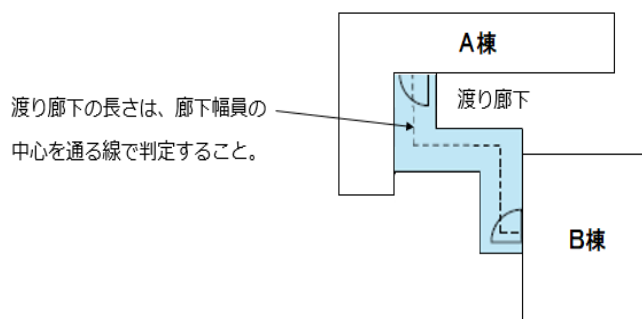
$$l \geq 1/3 L$$

かつ

$$h \geq 1m$$

【第1-30図】

《渡り廊下の長さの判定方法》



【第1-31図】

- ② 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動させるものにあつては、非常電源が付置されていること。

なお、機械排煙設備については、消防法で排煙設備が義務となる場合を除き、建基法の基準に基づき設置すること。

(2) 地下連絡路(壁等基準第4)

建築物と建築物が地下連絡路で接続されている場合で、次のア又はイのいずれかに適合する場合

【関係通知】 R6.3.29消防予第155号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用に56について」

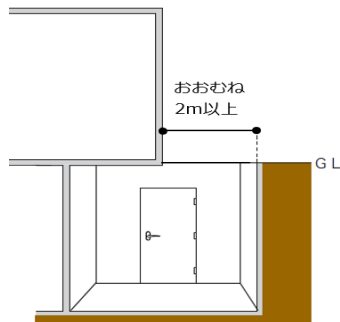
(最終改正:R7.3.28消防予第139号)

ア 地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア形式のもの)で、次のいずれかに適合するものについては、前(1)によることができる。❖
《第1-32図参照》

(ア) 地下連絡路の天井部分の全部が開放されているもの又は天井部分のうち、長さがおおむね2m以上にわたり、かつ、その幅員の大部分が開放されているもの。

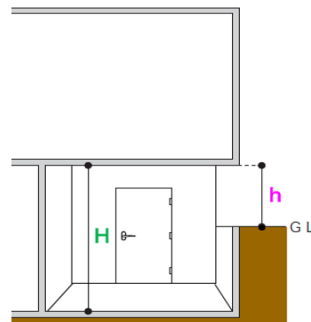
(イ) 地下連絡路の片側の側壁上部が、天井高の1/2以上又は高さ1m以上の範囲にわたり、かつ、当該連絡路の全長にわたって開放されているもの。

《(ア)の場合の例》



※ 地下連絡路の天井の長さがおおむね2m以上にわたって幅員の大部分が開放されていること。

《(イ)の場合の例》



※ $h \geq H/2$ 又は 1m以上
地下連絡路の全長にわたって開放されていること。

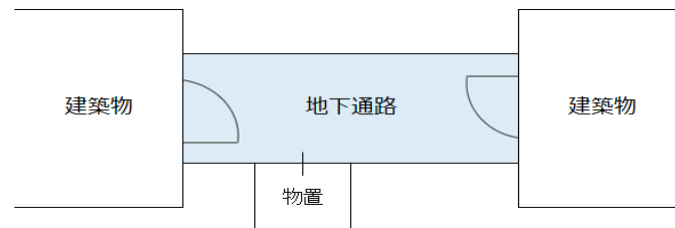
【第1-32図】

イ 前アに該当するものを除き、建築物と建築物が地下連絡路で接続されている場合は、次の(ア)から(ケ)までに適合すること。

(ア) 接続される建築物又はその部分(地下連絡路が接続されている階の部分をいう。)の特定主要構造部は、耐火構造であること。

(イ) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態のものであること。

したがって、第1-33図の場合は、別棟の取り扱いは認められないこと。



【第1-33図】

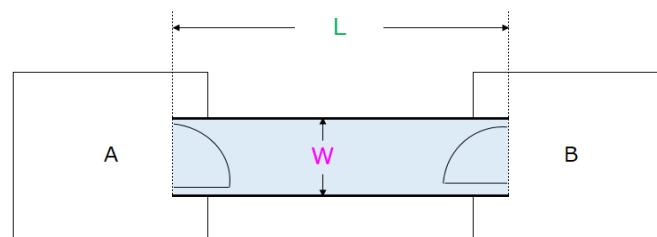
(ウ) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)並びに床の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものであること。

(エ) 地下連絡路の長さ(地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。)は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が、延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

この場合において、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備には、特定小規模施設水道連結型スプリンクラー設備を含まず、当該スプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を設置することはできないものであること。❖

なお、第1-34図において、建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによることとし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を設けた場合であっても地下連絡路の長さは2m以上となるよう指導すること。㊦



L (地下連絡路の長さ) ➡ 6m以上

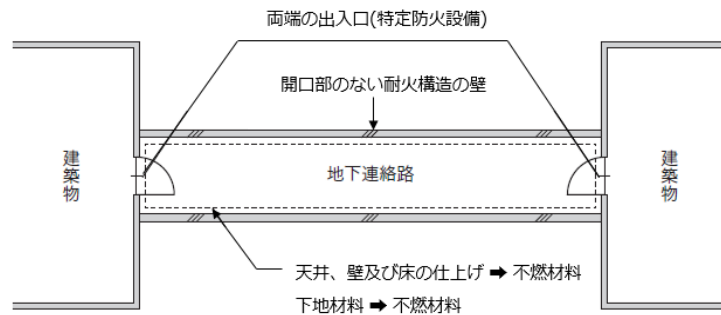
W (地下連絡路の幅員) ➡ 6m未満

【第1-34図】

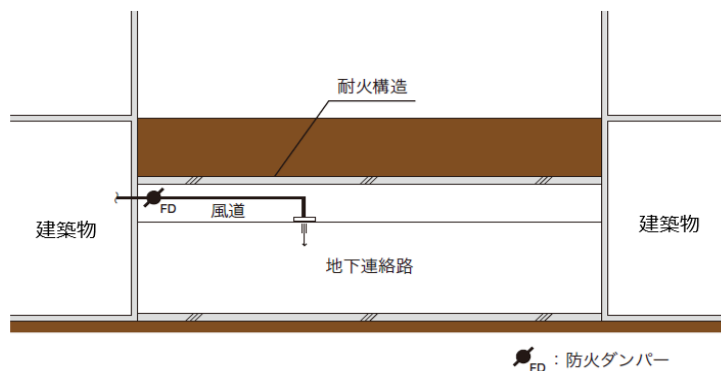
(オ) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。《第1-35図参照》

なお、ここでいう「開口部」には、配管等の貫通部(すき間を不燃材料で埋め戻したものに限る。)及び防火ダンパーが設けられた風道の貫通部は含まないこと。

[平面図]



[断面図]



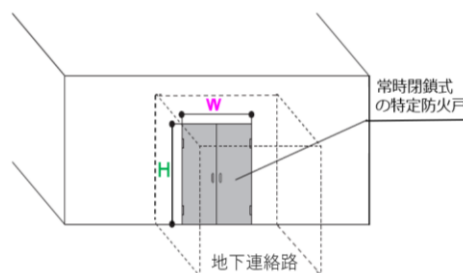
【第1-35図】

(カ) 前(オ)の出入口の開口部の面積は 4m^2 以下であること。《第1-36図参照》

(キ) 前(オ)の出入口には、特定防火設備である防火戸(常時閉鎖式のもの又は煙感知器等の作動と連動して自動的に閉鎖する随時閉鎖式のものに限る。)が設けられていること。《第1-36図参照》

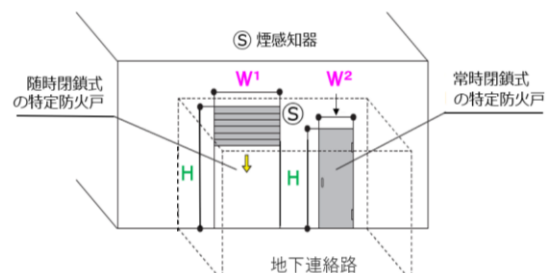
この場合において、随時閉鎖式の特定防火戸を設けるものにあつては、当該特定防火戸に近接して常時閉鎖式の特定防火戸が設けられている場合を除き、くぐり戸付きとし地下連絡路内からの避難経路を確保すること。㊦

《常時閉鎖式の特定防火戸を設ける場合の例》



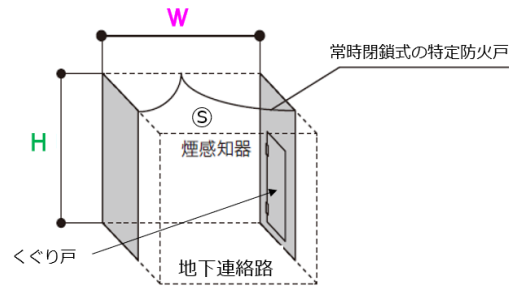
$$W \times H \leq 4\text{m}^2$$

《随時閉鎖式の特定防火戸を設ける場合の例①》



$$W^1 \times H^1 + W^2 \times H^2 \leq 4\text{m}^2$$

《随時閉鎖式の特定防火戸を設ける場合の例②》



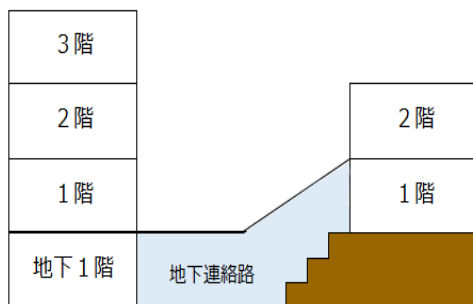
【第1-36図】

- (ク) 地下連絡路には、排煙上有効な位置に設けられ、かつ、火災の際に容易に接近できる位置から手動で作動できるもの又は煙感知器等の作動と連動して作動する機械排煙設備を、前(1).ウ.(ウ).b.(d).②により設けること。

ただし、地下連絡路に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りではない。

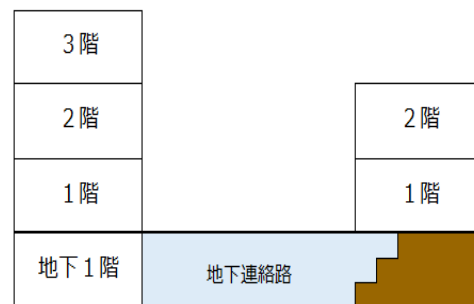
- (ケ) 地下連絡路の例については、建築物の地階相互を接続するもののほか、第1-37図から第1-39図を参照すること。

また、第1-37図に示す地下1階と1階を接続する地下連絡路において、天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、前(1).ウ.(ウ).b.(d).①の規定によることができる。



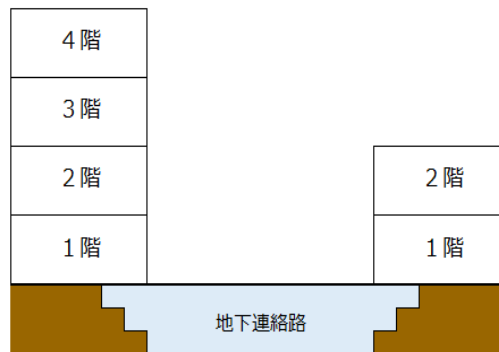
地下1階と1階を接続する場合
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

【第1-37図】



地下1階と1階部分を地下で接続する場合

【第1-38図】



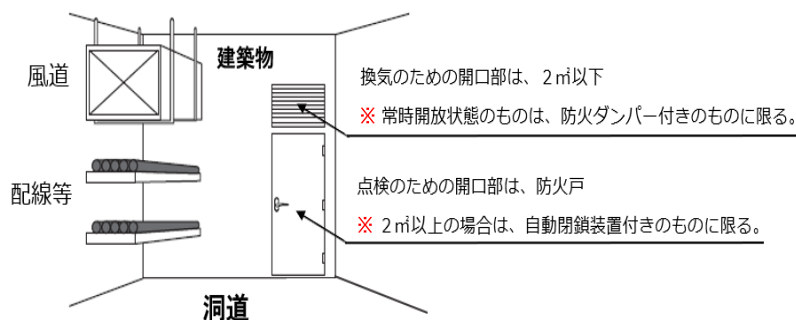
1階部分同士を地下連絡路で接続する場合

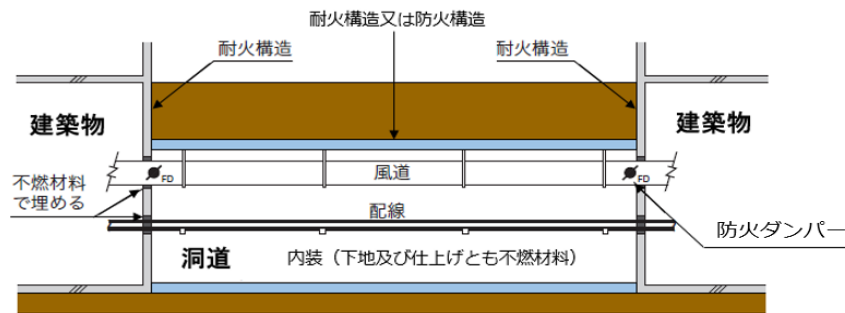
【第1-39図】

(3) 洞道(壁等基準第5)

建築物と建築物が洞道(換気、暖房若しくは冷房の設備の風道、給水管、排水管、配電管その他の配管類又は電線類その他これらに類するものを敷設するために地中に設けられるものをいう。以下同じ。)で接続されている場合で、次のアからオまでのすべてに適合する場合《第1-40図参照》

- ア 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。
- イ 洞道は、洞道が接続されている部分に設けられた開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部(当該洞道が接続されている建築物内に設けられるものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部における風道、配管、配線等と壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めること。
ただし、洞道の長さが20mを超える場合は、この限りでない。
- エ 前イの点検のための開口部には、防火戸(当該開口部の面積が 2m^2 以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。)が設けられていること。
- オ 前イの換気のための開口部の面積は、 2m^2 以下とすること。
この場合において、常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。





【第1-40図】

5. 令8-2号区画により別棟とみなされる場合の消防用設備等の設置単位及び延べ面積等の取扱い

前3及び4に定める令8-2号区画により別棟とみなされた場合、各棟の消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定(以下「項判定」という。)、延べ面積の算定及び渡り廊下等の取扱いは、それぞれ次によること。

- (1) 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。
- (2) 令8-2号区画により別の防火対象物とみなされる場合、渡り廊下等の床面積は、原則として、それぞれの防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。

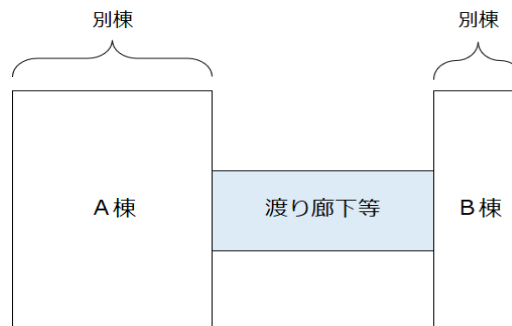
また、渡り廊下等に設置する消防用設備等は、原則として、当該渡り廊下等が接続する防火対象物のうち、延べ面積が大きい防火対象物に適用される消防用設備等の技術上の基準に適合させること。

なお、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なり、かつ、管理区分が明確である場合等は、当該渡り廊下等を、その管理権原を有する者が管理する防火対象物に帰属させることができる。《第1-41図参照》

【関係通知】 R6.3.29消防予第155号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」

(最終改正: R7.3.28消防予第139号)

《令8-2号区画により別棟とみなされる場合の防火対象物の延べ面積の算定例》



区分	延べ面積	渡り廊下をA棟及びB棟で按分	渡り廊下を按分して合算した延べ面積
A棟	1,000㎡	$1,000\text{㎡} \div 1,500\text{㎡} \approx 0.67$	$1,000\text{㎡} + (20\text{㎡} \times 0.67) = 1,013.4\text{㎡}$
B棟	500㎡	$500\text{㎡} \div 1,500\text{㎡} \approx 0.33$	$500\text{㎡} + (20\text{㎡} \times 0.33) = 506.6\text{㎡}$
渡り廊下	20㎡		

渡り廊下の床面積を防火対象物の延べ面積に応じて按分し、各防火対象物に帰属後の延べ面積

● A棟 延べ面積 = 1,013.4㎡ ● B棟 延べ面積 = 506.6㎡

※ 渡り廊下における消防用設備等の設置については、原則として延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

【第1-41図】

- (3) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取扱うこと。

ただし、次のアからウまでに適合する場合は、令第32条の規定を適用し別の建築物として取扱うことができる。

ア 渡り廊下等は、すべて不燃材料で造られていること。

イ 渡り廊下等は、前4の基準に適合するものであること。

ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3m以内、2階以上の階にあつては5m以内の範囲に存しないこと。

〔関係通知〕 S55.11.12消防予第244号「予防業務上の疑義事項について」

6. 壁等基準第6の規定する「消防長又は消防署長が認める壁等」について

壁等基準第6に規定する「消防長又は消防署長が認める壁等」については、一定のフェイルセーフ設計を取り入れ、火災時における安全性が確保されたものを想定しているものであること。

(参考:(一財)日本消防設備安全センターにおいて消防設備システム評価を取得した「緩衝帯を有する接続部」で建築物等が接続される場合は、別棟として取扱うことができるものであること。)

【関係通知】 R6.3.29消防予第155号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」

(最終改正:R7.3.28消防予第139号)

7. 増築等の判断について

法第17条第1項に規定する消防用設備等の技術上の基準が遡及して適用されることとされている法第17条の2の5第2項第2号に規定する消防用設備等について、令第34条の2に定める増築若しくは改築又は令第34条の3に定める大規模の修繕若しくは模様替え(以下「増築等」という。)に該当するか否かの判断は、原則として、一の防火対象物ごとに行うこと。

ただし、当該消防用設備等が設置されている防火対象物が令第8条の規定により別の防火対象物とみなされる場合は、別の防火対象物とみなされるそれぞれの部分ごとに、増築等に該当するか否かを判断すること。

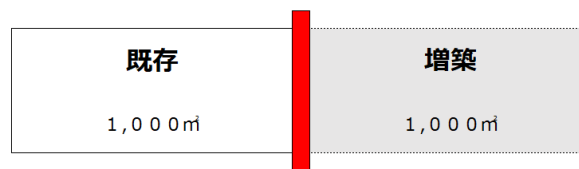
【関係通知】 R6.3.29消防予第155号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」

(最終改正:R7.3.28消防予第139号)

(1) 令8-1号区画又は令8-2号区画を設けた場合における令第34条の2の取扱い

《第1-42図参照》

【例1】



■ : 令8-1号又は令8-2号区画

既存部分は現行基準の適用を受けない。

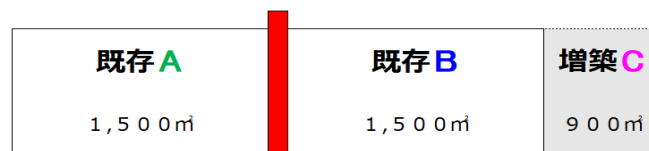
【例2】



■ : 令8-1号又は令8-2号区画

既存部分は現行基準の適用を受けない。

【例3】



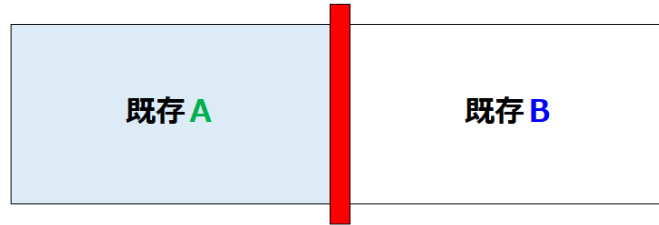
■ : 令8-1号又は令8-2号区画

既存のA部分は現行基準の適用を受けない。

既存のB部分と増築のC部分は現行基準の適用を受ける。

【第1-42図】

- (2) 令8-1号区画又は令8-2号区画を設けた場合における令第34条の3の取扱い
《第1-43図参照》



 : 令8-1号又は令8-2号区画

既存のA部分、B部分それぞれについて、令第34条の3に基づく大規模の修繕又は模様替えに該当するか否かを判断する。

【第1-43図】